

かめやま教育通信

第60回



1人1台端末の活用が進んでいます

令和元年12月に文部科学省から「GIGAスクール構想の実現」が発表され、全国すべての小・中学校で、1人1台のタブレット端末の整備が求められました。亀山市では、令和2年度に整備が完了し、令和3年度から1人1台端末の本格的な活用を開始しました。情報を活用する力などの学習の基本となる資質・能力の育成を目標として、鉛筆やノートと同様に文房具の1つとして活用できるよう進めています。

学校での活用例

自分で考える



デジタルドリルで問題を解いたり、自分の考えを端末へ書き込んでいます。

グループで協力して考える



端末は、一人で使うだけではありません。端末を使ってグループで話し合いをしたり、考えをまとめたりもします。

教職員の研修



子どもたちが有効に端末を使うことができるように、教職員も日々研修を行っています。

端末持ち帰り学習も始まっています

本年度の2学期から、一部の学校で試行的に持ち帰り学習を開始し、3学期からは小学校2年生以上を対象に、市内すべての小・中学校で持ち帰り学習が始まりました。宿題や自主学習として、デジタルドリルを用いた算数(数学)や国語の学習、授業支援アプリによる調べ学習、課題提出などへの活用を想定しています。



今後の1人1台端末活用の動き

CBT(Computer Based Testing)の活用

CBTの活用により、一部のテストを端末で回答することができ、即時に回答結果の表示、自動集計などを行うことができます。

デジタル教科書の活用

紙の教科書と同じ内容をタブレットやノートパソコンで表示できるよう電子化した教材を「デジタル教科書」と言います。書き込み保存や、音声、映像などを活用した学習を行うことができます。

県立高校でも1人1台端末を開始

令和4年度から、高等学校においても、原則として、家庭負担による端末の活用が始まります。

タブレット端末の使用ルールを 家庭でご確認ください!

持ち帰り学習の実施にあたり、「タブレット端末持ち帰り学習の手引き」を作成し、使用するルールを掲載しています。

家庭にあるタブレット端末の使用時にも参考にさせていただけますので、この機会に改めてご確認いただき、お子さんと一緒に適切な使用について考えてみてください。

家庭での利用ルール作りのポイント

- ▷お互いに納得できるよう、話し合って作る。
- ▷具体的な内容にする。

- (例)・平日は〇時まで、休日は〇時間
- ・使っていない場所は、リビングだけ
 - ・ルールを守れない場合は、1週間使えなくなる
 - ・トラブルが起こった場合は、大人に相談するなど



問合先 教育委員会事務局学校教育課教育研究グループ(☎84-5077)